出品・落札規程

第 1 条《出品店の車輌整備義務》

車輌を出品するに際しては、エンドユーザーの立場に立って車輌の点検整備を実施しなければなりません。

第 2 条《出品店の誠実義務》

出品店は、車輌の出品に際しては出品車輌の車歴、仕様、品質、瑕疵の程度等を誠実に申告しなければなりません。

第 3 条《出品車輌条件》

出品車輌は、下記の基準に適合したものでなければならないものとします。ただし、JU 広島が出品を認めた車輌についてはこの限りでは有りません。

（1） 一般走行、安全走行ができる車輌であること
（2） 譲渡書類が完備し（自倍責保険含む）、書類規程に充足するものであること
（3） 原則として自社名義の車輌であること
（4） 出品票に虚偽の申告、誤記入、記入洩れがなく正確に記載されていること
（5） 燃料を 10 リットル以上補給してあること
（6） スペアタイヤ、ジャッキ、ホイルレンチがついていること
（7） 法的、金銭的に抵触事項のない車輌であること
（8） オークション当日に限り、開催日の翌月までの検査期限の車輌について落札店側より抹消の依頼があった場合は、出品店にて抹消登録の書類を提出して頂くこととする。

第 4 条《出品票記入方法》

出品店はオークション出品に際し、出品票に下記の事項を正確に記載しなければならない。

（1） 会員 No、会員名、スタート価格、希望価格の記入
（2） 年式、車名、形状、グレード
（3） 車歴（自家用、レンタカー、営業車、教習車、その他特殊用途車）
（4） 型式、車台番号、排気量
（5） 車検有効期限、登録ナンバー
（6） 走行不明車には「＃」を付ける。出品票注意事項欄には走行不明車と記入し、出品票走行欄には積算走行距離計の表示している走行距離を記入する。
（7） メーター改ざん車「＊」を付ける。出品票注意事項欄にはメーター改ざん車と記入する出品票走行欄には積算走行距離計の表示している走行距離を記入する。

（8） メーター交換車「＄」付ける。認証、指定工場でメーター交換された事を証する書面がある車輌は出品票注意事項欄にメーター交換車、交換日、交換時の走行距離を記入し出品票走行欄には交換前、交換後の合算した走行距離を記入する。
（9） 外装色（カラーNo を明記）色替車の場合は色替えと記入
（10） 燃料（ガソリン、軽油、ＬＰ Ｇ、天然ガスＣＮＧ、等）
（11） シフト（フロア 5、フロア AT、コラム AT、ダッシュ AT 等）
（12） 冷房（AC、WAC、AAC、クーラー等）
（13） 乗車定員（バンにおいて、二人乗り、三人乗りは記入）
（14） 機関、機構上の不具合、欠品部品、規格外品装着等
（15） 修復箇所
（16） 輸入車の輸入区分【ディーラー・並行車の別】は明記のこと（年式、型式は車検証の通り記入し、モデル年式も記入すること、ないものは不明とみなす）
（17） レスオプション
（18） 改造車は改造内容（車検証のコピーがあれば車内に掲示）
（19） 保証書がある場合は丸印をつける。(車内には積込まず他の書類と一緒に提出すること）
（20） 検査のない場合、登録ナンバーを記入しないこと

第 5 条《出品停止》

JU 広島が下記に示す車輌と判断した場合には出品を停止します。
（1） 所有権の移転について法的問題のある車輌（盗難車等）
（2） 接合車（ニコイチ)、
（3） 車検有効期限内であるのにナンバー及び封印がない車輌（軽自動車を除く）
（4） その他出品車輌としてふさわしくないと JU 広島が判断した車輌

第 6 条《出品車輌の価格調整》

価格調整は、オークション当日、調整室において出品店自らコンダクターに申し出て行います。なお、出品店が不在の場合は、出品店から申し出のあった希望価格の６万円下まではコンダクターの権限で落札処理をすることができるものとします。

第 7 条《当日の売買契約の解除（買い間違い、売り間違い)》

オークション当日（当該車輌のセリ終了後 2 時間以内、但し、オークション終了後は 1 時間以内）に限り互いに相手方に対してペナルティ 5 万円を支払って当該車輌の売買契約を解除することができる。

出品店が売買契約を解除する場合は成約料、落札料は出品店負担とし、落札店が売買契約を解除する場合は成約料、落札料は落札店の負担とします。

上記いずれの場合も出品料は出品店の負担とします。

※　商談成約車については売買契約の解除をすることは出来ません。

第８条《落札店の車輌確認義務》

出品車輌を購入する場合、充分な下見をして落札し、更に落札後もクレーム申告内に現車と車輌状態との相違がないことを再度確認しなければなりません。当日受付けクレームについてはオークション終了後３０分以内とします。

第９条《商談成約車》

流札車輌を購入希望する者は、設置された所定の用紙に必要事項を記入のうえ、商談の申し込みをして下さい。商談価格は最終応札に普通車 3 万円、軽自動車 2 万円、最終応札価格 20 万円以下 1 万円、ＬＰＣコーナー1 万円プラスした価格とし、落札店が記入した希望価格を出品店が了承し出品店及び落札店がその用紙にサインをした時に成約があったものとします。

また、受付けは競り終了後５分以内、最終応札者を優先します。その後は先着順とし、第７条の解除はできないものとします。

第 10 条《クレーム申告期限》

落札車輌に不具合、記載相違が存する場合は、オークション開催日を含め７日以内（翌週の水曜日正午まで）に JU 広島へ申告するものとします。

ただし、JU 広島が認めた、止も得ない事情による申告の遅れはこの限りではありません。なお、詳細についてはクレーム規定に定めてあります。